

第 1 節 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、庁内各部局はもとより、市民、市民団体、事業者や関係機関などとの連携・協力により、全体的・総合的な推進を図る必要があります。

このため、以下に示す体制を整備することにより、市民、市民団体、事業者及び市が一体となって計画を推進するものとします。

1 市民、市民団体、事業者への情報提供と連携

環境の保全を図るためには、市による施策の実行だけではなく、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割と責任を自覚して、環境保全に取り組むことが必要です。

各地区の課題や取り組みについては、必要に応じて、各地区のまちづくり協議会などと意見交換をするとともに、市民、市民団体や事業者などへの情報提供に努め、連携しやすい環境を整えます。

また、各活動については、広報紙やホームページでの紹介などを通じて市民等の理解を図るとともに、「白井市環境フォーラム」などを通じて各主体間の相互交流や情報交換を深めます。

なお、庁内においては、本計画の施策の対象が広範囲に及ぶため、進捗状況の把握や施策の点検などに際し、関係部局間において密接な連携・調整を図ります。

2 環境審議会

環境審議会は、白井市環境基本条例に規定する市長の諮問機関であり、学識経験を有する者、市内事業者、市民、市内団体の代表者で組織します。

環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項及び環境の保全に関する施策の実施並びに民間団体等の意見の措置の状況などについて、諮問に応じて調査審議します。

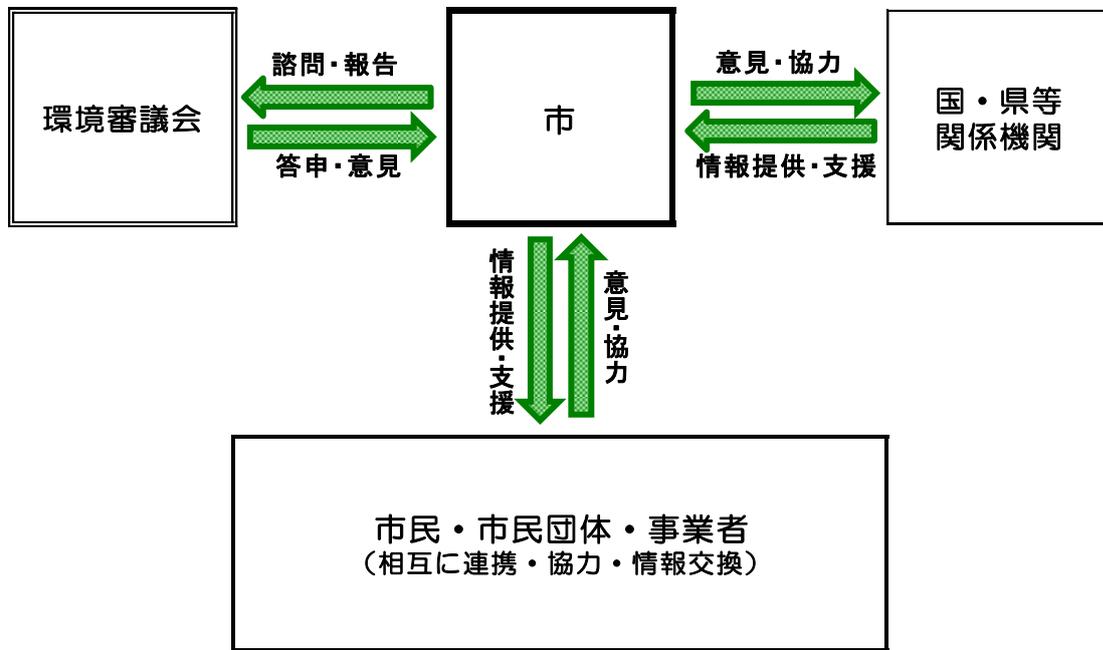
本計画に基づく市の施策の進捗状況や環境指標の達成状況などの報告を受け、その内容を点検・評価するとともに、環境保全に関する事項について、必要に応じて意見等を述べます。

3 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化

本計画に基づく施策を推進していく上で、国、県、関係機関、隣接する自治体などに対して、要請や協力を求める場合が想定されます。

特に大気汚染や水質汚濁、地球温暖化問題などについては、市域を超えた広域的な取り組みが必要であることから、今後も、引続き国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

環境基本計画の推進体制のイメージ



第2節 計画の進行管理

1 計画の点検・評価

本計画の推進に当たっては、進捗状況の定期的な点検・評価を行うことにより、継続的な改善を図っていくこととします。

計画の進捗状況は、「PDCAサイクル」を用いて把握します。この方法は、①計画（Plan）、②施策の展開（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況の把握や課題の抽出などを行います。

2 点検・評価結果の報告

本計画の進捗状況は、毎年度、環境審議会に報告し、点検・評価を行います。

環境審議会による点検・評価を受けた後、施策の進捗状況及び環境指標の達成状況などの分析を行い、環境白書（「白井の環境」）としてまとめ、ホームページなどで公表します。

3 環境情報の提供

市民、市民団体、事業者、行政の連携・協働による環境保全の取り組みを進めるためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。

このため、広報紙やホームページなどを活用し、環境に関する情報の提供を行います。

4 計画の見直し

新たな課題の発生や社会情勢・環境状況の変化などに対応するとともに、平成28年度から開始される第5次総合計画前期基本計画及び都市マスタープランとの整合を図るため、本計画は平成27年度に中間見直しを行いました。

中間見直しに際しては、環境審議会に諮問し、意見・助言などを受けるとともに、アンケート調査及びパブリック・コメントの実施を通して市民意見の反映を図りました。

PDCAサイクルのイメージ

